

生成 AI 出力の学習利用に潜むライセンスリスクと実務対応

弁護士 圓井 隆正

1. はじめに

昨今 AI モデルの利用に際して、セキュリティ・プライバシー観点の懸念から各企業の環境などに AI モデルを導入して利用する方法が注目されています¹。特に、大規模言語モデル (LLM) において、各企業の環境などに LLM を導入して利用することは「ローカル LLM」といい、金融分野などの重要なデータを取り扱う場面での生成 AI 利用の一つの選択肢として検討されつつあります。

こういったローカル LLM が広がる中で、総務省および経済産業省が 2026 年 3 月 31 日に公表した「AI 事業者ガイドライン (第 1.2 版)」においては、AI 開発者の役割の 1 つとして AI モデルの学習を通じて当該 AI モデルの性能を維持・改善することが挙げられています²。当該記載を踏まえると、上記のような学習の一環として既存の AI モデルの出力のログを利用してローカル LLM などのモデルに対して学習が実施されることも、今後の AI モデルの精度改善の一つの選択肢として検討されることがあり得ます。

この点、既存の AI モデルの導入初期の段階で当該 AI モデルの出力を他のモデルの学習に利用するというユースケースを意識して、当該 AI モデルの利用条件が検討されることは実務上多くないように見受けられます。しかしながら、仮に、事後的に当該 AI モデルの利用条件に違反していることが発覚した場合、学習用データの出力元の AI モデルの利用条件および学習先のモデルの利用状況によっては、そもそも当該学習用データの利用ができず再度学習し直すことになるケースや、事後的な対応のために利用規約の改定およびユーザーからの再同意が必要になるケースなど、企業にとって対応が負担になる可能性も否定できません。

そこで、本稿では、代表的なオープンモデルの利用条件をベースに、これらのオープンモデ

¹ 具体的には、以下のような事例が挙げられます。

- ・「NTT データ先端技術、ローカル LLM 環境を利用した金融システム開発向け生成 AI 活用を検証」、2026 年 4 月 14 日 (https://www.nikkei.com/article/DGXZRSP705900_U6A410C2000000/)
- ・「インテック、オンプレミス環境で生成 AI を活用できるローカル LLM の導入支援を開始」、2026 年 1 月 29 日 (https://www.nikkei.com/article/DGXZRSP702443_Z20C26A1000000/)
- ・「NTT 系、AI 音声文字起こし新版 ローカル LLM でセキュアに処理」、日本経済新聞、2026 年 1 月 29 日 (https://www.nikkei.com/nkd/industry/article/?DisplayType=1&n_m_code=146&ng=DGXZQOUC2829D0Y6A120C2000000)

² 総務省・経済産業省、「AI 事業者ガイドライン (1.2 版)」、2026 年 3 月 31 日、p5
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20260331_1.pdf

ルの出力を学習に利用したモデルを作成した者にどのような義務が生じ得るかを確認し、当該義務を踏まえて、AIモデルの導入・運用段階においてAIモデルの出力に関する管理として一般的にどのような対応が必要かを検討します。

なお、本稿ではそれぞれ以下の定義で用語を用いるものとします。

- ・ 「オープンモデル」：AIモデルのうち、その全部又は一部が公開され、第三者による利用・改変・再配布が一定範囲で認められているもの。
- ・ 「AIシステム」：活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム（機械、ロボット、クラウドシステム等）³。
- ・ 「AIモデル」：AIシステムに含まれ、学習データを用いた機械学習によって得られるモデルで、入力データに応じた予測結果を出力するもの⁴。

2. 本稿で検討対象とするモデルと利用する際の義務

(1) 検討対象とするモデル

本稿では、以下のモデル（以下、「対象モデル」といいます。）の利用条件を検討対象とします。

- ・ モデル：Llama4
ライセンス：Llama4 Community License Agreement
URL：<https://www.llama.com/llama4/license/>
- ・ モデル：Gemma3
ライセンス：Gemma Terms of Use
URL：<https://ai.google.dev/gemma/terms>
- ・ モデル：stable-diffusion-xl-base-1.0（以下、「SDXL」といいます。）
ライセンス：CreativeML Open RAIL++-M License⁵

³ 前掲注2、p9

⁴ 前掲注2、p10

⁵ 以下に CreativeML Open RAIL++-M License の関連条文の条文番号について、CreativeML Open RAIL-M License を基に執筆者にて付番したものを参考として記載しています。

【参考】 CreativeML Open RAIL-M License：<https://huggingface.co/spaces/CompVis/stable-diffusion-license>

Section III: CONDITIONS OF USAGE, DISTRIBUTION AND REDISTRIBUTION

4. Distribution and Redistribution. You may host for Third Party remote access purposes (e.g. software-as-a-service), reproduce and distribute copies of the Model or Derivatives of the Model thereof in any medium, with or without modifications, provided that You meet the following conditions:

- *Use-based restrictions as referenced in paragraph 5 MUST be included as an enforceable provision by You in any type of legal agreement (e.g. a license) governing the use and/or distribution of the Model or*

URL : <https://huggingface.co/stabilityai/stable-diffusion-xl-base-1.0/blob/main/LICENSE.md>

(2) 各対象モデルの出力を学習に用いた AI モデルに生じ得る義務

ア Llama4

Llama4 の出力を他の AI モデルの学習に用い、当該モデルを再配布または利用可能にする場合、当該モデルの名称の始めに“Llama”の名称を含める必要があります⁶。

なお、後述の 2 つのライセンスと異なり、Llama4 または Llama4 のドキュメントの全部または一部を含めることなく単に Llama4 の出力のみを他の AI モデルの学習に利用した場合、FAQ において、当該 AI モデルは Llama4 の「derivative works」には含まれないことが示唆されています⁷。

イ Gemma3⁸

Derivatives of the Model, and You shall give notice to subsequent users You Distribute to, that the Model or Derivatives of the Model are subject to paragraph 5. This provision does not apply to the use of Complementary Material.

- *You must give any Third Party recipients of the Model or Derivatives of the Model a copy of this License;*
- *You must cause any modified files to carry prominent notices stating that You changed the files;*
- *You must retain all copyright, patent, trademark, and attribution notices excluding those notices that do not pertain to any part of the Model, Derivatives of the Model.*
- *You may add Your own copyright statement to Your modifications and may provide additional or different license terms and conditions - respecting paragraph 4.a. - for use, reproduction, or Distribution of Your modifications, or for any such Derivatives of the Model as a whole, provided Your use, reproduction, and Distribution of the Model otherwise complies with the conditions stated in this License.*

5. Use-based restrictions. The restrictions set forth in Attachment A are considered Use-based restrictions. Therefore You cannot use the Model and the Derivatives of the Model for the specified restricted uses. You may use the Model subject to this License, including only for lawful purposes and in accordance with the License. Use may include creating any content with, finetuning, updating, running, training, evaluating and/or reparametrizing the Model. You shall require all of Your users who use the Model or a Derivative of the Model to comply with the terms of this paragraph (paragraph 5).

⁶ Llama4 Community License Agreement の Section 1.b.i

⁷ Meta Platforms, Inc., “Troubleshooting & FAQ”, <https://www.llama.com/faq/Legal>

Q : What are Llama’s attribution requirements?

A : If a developer uses a Llama 3.1, Llama 3.2, Llama 3.3, or Llama 4 model, such as Llama 3.1-405B, to create or train another AI model, for example by generating a synthetic dataset that is then used to train another AI model, then that developer must include “Llama” at the beginning of such AI model’s name if it is distributed. This case is different from the case above, where Llama models or materials are being distributed or a product or service is built on or incorporates Llama (a derivative work), since the AI model in this case may not be based on or incorporate Llama. Consequently, a statement that the AI model is “Built with Llama” is not required; however, “Llama” should be included at the start of the AI model’s name since a Llama model was used to create, train, fine tune, or otherwise improve the AI model.

⁸ なお、2026 年 3 月 31 日にリリースされた Gemma4 は Gemma Terms of Use ではなく、Apache License 2.0 によりライセンスされています。

リリース日 : <https://ai.google.dev/gemma/docs/releases?hl=ja>

出典 : <https://ai.google.dev/gemma/terms>

Gemma3 の出力を学習に利用して、Gemma3 と同様の動作をするように他の AI モデルを作成する場合、当該 AI モデルは Gemma3 の“Model Derivatives”として扱われます⁹。

“Model Derivatives”を複製または“Distribution”するには、以下の義務が課されます。

- ① 3.2 条に定める利用制限（Gemma Prohibited Use Policy または違法な利用を禁止する旨の利用制限）を法的に執行可能な条項として合意に含めた上で、当該“Model Derivatives”の利用者に当該利用制限を遵守する必要があることを通知する義務¹⁰。
- ② “Model Derivatives”の第三受領者に対して Gemma Terms of Use のコピーを交付する義務¹¹。
- ③ 修正したファイルに対して、当該ファイルを修正した旨の通知を付す義務¹²。
- ④ “Hosted Service”¹³を通じて提供する場合を除き、すべての“Distribution”に際して、“Notice”ファイルに以下の文言を含める義務¹⁴。

文言：**“Gemma is provided under and subject to the Gemma Terms of Use found at ai.google.dev/gemma/terms”**

特に Gemma3 およびその“Model Derivatives”を利用したサービスを提供する際に留意すべき点は、“Distribution”に Gemma3 または“Model Derivatives”自体を再配布する場合だけでなく、API、Web サービスなどを経由してこれらの機能を利用可能にする場合も含まれている点です¹⁵。

したがって、Gemma3 の出力を学習に利用して、Gemma3 と同様の動作をするように他の AI モデルにおいては、API、Web サービスなどの電子的もしくは遠隔的な手段を介してホスト型サービスとして Gemma3 またはその機能を利用可能にする場合にも、上記①～④の義務を遵守する必要があります。

ウ stable-diffusion-xl-base-1.0

SDXL の出力を学習に利用して、SDXL と同様の動作をする他の AI モデルを作成した場合、当該 AI モデルは SDXL の“Derivatives of the Model”として扱われます¹⁶。

⁹ Gemma Terms of Use の Section 1.1

¹⁰ Gemma Terms of Use の Section 3.1.1、Section 3.2

¹¹ Gemma Terms of Use の Section 3.1.2

¹² Gemma Terms of Use の Section 3.1.3

¹³ API、Web サービスなどの電子的もしくは遠隔的な手段を介してホスト型サービスとして Gemma またはその機能を提供または利用可能にすること（Gemma Terms of Use の Section 1.1.(b)）。

¹⁴ Gemma Terms of Use の Section 3.1.4

¹⁵ Gemma Terms of Use の Section 1.1.(b)

¹⁶ CreativeML Open RAIL++-M License の Section I.1

“Derivatives of the Model”を複製または“Third Parties”¹⁷に“Distribution”¹⁸する際には、以下の
ような義務が課されます¹⁹。

- ① Attachment A に定める利用制限²⁰を法的に執行可能な条項として合意に含めた上で、当該“Model Derivatives”の利用者に当該利用制限を遵守する必要があることを通知する義務。
- ② “Derivatives of the Model”を受領する“Third Parties”に対して CreativeML Open RAIL++-M License のコピーを交付する義務。
- ③ 修正したファイルに対して、当該ファイルを修正した旨の通知を付す義務。
- ④ SDXL または“Derivatives of the Model”のいずれかの部分に関連する全ての著作権表示、特許表示、商標表示、帰属表示を維持する義務。

Gemma3 と同様、SDXL またはその“Derivatives of the Model”を利用したサービスを提供する際に留意すべき点としては、“Distribution”において、SDXL またはその“Derivatives of the Model”自体を再配布する場合だけでなく、API、Web サービスなどを経由してこれらの機能を利用可能にする場合も含まれている点です²¹。

したがって、SDXL の出力を学習に利用して、SDXL と同様の動作をする他の AI モデルにおいて、API、Web サービスなどを経由して本件モデルの機能を利用可能にする場合にも、上記①～④の義務を遵守する必要があります。

(3) 対象モデルの出力に関する利用条件のまとめ

Llama4 においては、当該 AI モデルの名称を“Llama”から始める必要があるという義務であり、その内容は比較的シンプルといえます。

他方で、Gemma3 または SDXL の出力を他の AI モデルの学習に利用した場合、当該モデルの実装方法などにより、当該 AI モデルを実装したサービスにおいて遵守すべき事項が異なります。

当該サービスの提供が Gemma3 または SDXL の“Distribution”に該当すると評価された場合、当該サービスの利用規約などに Gemma3 または SDXL の利用条件として示されている利用

¹⁷ 執筆者注：ライセンサーまたはライセンシーのいずれの共通する支配化(common control)にいない自然人または法人を指します。

¹⁸ 厳密には、「host for Third Party remote access purposes (e.g. software-as-a-service)」が条件として記載されているものの、次の段落において「You shall give notice to subsequent users You Distribute to, that the Model or Derivatives of the Model are subject to paragraph 5」として“Distribution”に該当することが前提となっているため、当該記載の趣旨に鑑み、執筆者にて原文を補足する形で加筆しています。

¹⁹ CreativeML Open RAIL++-M License の Section III.4

²⁰ 執筆者注：概要として違法な利用および第三者の権利を侵害することなどを禁止する旨が定められています。

²¹ CreativeML Open RAIL++-M License の Section I.1

制限に関する事項を適切に含めるといった対応を取る必要があります。当該サービスが既にリリース済みの場合、上記の対応により新たな同意取得を必要とするケースも生じ得ます。

そのため、当該義務に対して実施すべき対応は当該 AI モデルの利用状況により異なると考えられます。

3. AI モデル出力の学習利用時の利用条件に関するリスクおよび実務対応

(1) 前提対応

前記 2(2)のとおり、オープンモデルであっても当該モデルの出力を他の AI モデルの学習に利用した場合、当該 AI モデルに一定の義務が生じる可能性があります。

さらに、最近では SaaS 型の AI 提供サービスを含め複数の AI モデルを用途に応じて活用することもあり得ると考えられます。この点、SaaS 型の AI 提供サービスにおいても競合サービスとなり得るモデルの開発への利用を制限することは一般的です²²。

こうした状況を踏まえると、ある AI モデルの出力を利用して他の AI モデルの学習を実施する際には、当該出力に課される利用条件を特定・確認することが必要です。

(2) 違反時のリスク

仮に上記の対応事項を怠った結果、当該出力に課される利用条件に違反した場合の主たるリスクとしては、以下の 2 点が考えられます。

- ① 当該モデルの権利者から学習済みのモデルに関する使用停止の要求、警告または損害賠償請求等を受けるリスク
- ② コンプライアンス観点で懸念のある企業という評価を受けるリスク

前記①のリスクについて、紛争対応のための費用がかかるだけでなく、その結果次第では代替のモデルを利用することを余儀なくされ、再度モデルの改善や実装のために費用が生じるリスクが考えられます。さらに、オープンモデルを始めとする AI モデルの提供元は海外事業者であるケースが多いため、海外で訴訟等の法的手続が提起されることも想定されません。

また、前記②のリスクに関しては、一般的なレピュテーションリスクに伴うサービス利用者の減少などに加えて、自社で公開しているオープンソースソフトウェアへのコントリビュートが減少するといった事実上の不利益を受ける可能性も否定できません。

²² 「Terms of Use」(Chat GPT、<https://openai.com/policies/row-terms-of-use/>) の Using our Services、「Consumer Terms of Service」(Claude、<https://www.anthropic.com/legal/consumer-terms>) の Section 3.2 など

(3) 実務対応

AI モデルの出力に係る利用条件を遵守し、上記のリスクを回避するためには、以下の3つの管理を実施することが考えられます。

- ① AI モデル導入時のモデル選定の際に、当該 AI モデルの出力の今後想定される利用方法を踏まえて、当該 AI モデルに課される条件を確認・検討する。
- ② AI モデルへの入力および出力のログを取得する際には、当該ログの生成元となった AI モデルの名称も保存する。
- ③ 社内のデータを用いて AI モデルの学習を実施する場合、「当該データの取得元サービスにおいて、他の AI モデルの関与がないか？」を確認の上、他の AI モデルの関与がある場合には当該 AI モデルの利用条件の確認・遵守を運用として徹底する。

このうち、特に初期段階で重要な管理方法は①となります。導入段階で出力の利用に関して寛容な利用条件が適用される AI モデルを活用することで、③の利用条件の遵守の際に追加対応を実施することなく、出力に適用される利用条件の遵守が可能となるためです。

もともと、一般的な企業の場合、AI モデルの選定・出力ログを含めたデータ管理・ライセンス遵守状況の管理はそれぞれ別の組織または担当者が担当している場合もあり得ると考えられます。その場合、上記①～③の対応を各部門のみで対応・運用することは難しいため、企業全体として①～③の対応の必要性を認識した上で、各社の状況に応じた管理体制を整備する必要があります。

また、仮に上記①～③を実施せずに、既に AI モデルを導入してしまっている場合であっても、利用状況に応じて、現在の AI モデルの利用条件を確認した上で今後の精度改善の方策を検討する、学習済みデータの出力元を確認の上で事後的にライセンスを遵守するために必要な対応を実施するといった対応により、前述の違反時のリスクを回避または軽減できる場合があります。

したがって、いずれの場合でも、各企業において現状のモデルの利用条件を社内で把握・管理することが適切です。

4. おわりに

本稿では AI モデルの出力の学習利用時に関する利用条件に着目して管理方法を検討しました。しかし、実務上は複数のモデルを組み合わせる場合および人による編集が介在する場合など、特定のデータに対してどのような義務が課されるかを一律に管理することが難しいケースも想定されます。そのため、実際の運用にあたっては、本稿で述べた管理方

法に加えて、個々の利用状況を踏まえた管理体制を構築する必要があります。

AI モデルの出力の学習利用に関する利用条件の遵守に関しては、AI モデルの導入の初期段階で認識すれば、利用するモデルを見直すなどのより多くの選択肢から、将来的な運用負担の軽減も考慮の上、個々の状況にあった最適な選択を検討することが可能です。したがって、AI モデルの活用を検討する際には、前述のようにモデル選定などの初期段階から社内で連携した上で、自社における AI モデルのライフサイクル全体を踏まえて当該 AI モデルの利用条件の遵守可否およびその管理体制の構築について検討を行うことが重要です。

2026 年 4 月 30 日

[執筆者]



弁護士 圓井隆正

takamasa.tsumurai@mps-legal.com

プロフィールは[こちら](#)。

テクノロジー・メディア領域を中心とする企業法務を取り扱い、特に個人情報保護法、広告・プロモーション規制、著作権法、オープンソースソフトウェア（OSS）ライセンスコンプライアンス、生成 AI 関連法務を重点分野としています。

2022 年弁護士登録後、2022 年～2026 年まで LINE ヤフー株式会社。

2026 年～森&パートナーズ法律事務所。

京都大学大学院 法学研究科 法曹養成専攻 修了。